

# 臨海部ビジョン推進会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 川崎臨海部の目指す30年後の将来像や、その実現に向けた戦略、取組を示すため策定した、「臨海部ビジョン」の推進を図ることを目的に、川崎臨海部戦略拠点形成推進本部設置要綱第5条の規定に基づく幹事会として、臨海部ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 臨海部ビジョンの推進に関する情報の共有及び協議
- (2) 臨海部ビジョンに掲げる取組の具体化に関する調整
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 推進会議は座長が招集し、その議長となる。
- 3 座長は、臨海部国際戦略本部事業推進部長とする。
- 4 副座長は、座長が委員の中から指名する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は別表に掲げる者をもって充てる。

## (作業部会)

第4条 推進会議の所掌事項を円滑に遂行するため作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会員は、座長が推進会議委員の中から指名する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長は作業部会を招集し、会務を掌理する。
- 4 部会長は、臨海部国際戦略本部に属する担当課長を充てる。
- 5 作業部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、部会に参加させることができる。

## (意見聴取)

第5条 推進会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、臨海部国際戦略本部事業推進部に置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が推進会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月12日から施行する。(別表の一部変更)

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。(別表の一部変更)

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。(別表の一部変更)

附 則

この要綱は、令和8年6月10日から施行する。(別表の一部変更)

## 別表

役 職	名 称
座 長	臨海部国際戦略本部 事業推進部長
委 員	総務企画局 総務部 庶務課長 総務企画局 都市政策部 企画調整課長 財政局 財政部 財政課長 市民文化局 市民生活部 企画課長 経済労働局 産業政策部 企画課長 環境局 総務部 企画課長 健康福祉局 総務部 企画課長 こども未来局 総務部 企画課長 まちづくり局 総務部 企画課長 建設緑政局 総務部 企画課長 港湾局 港湾経営部 経営企画課長 臨海部国際戦略本部 事業推進部 担当課長 臨海部国際戦略本部 成長戦略推進部 担当課長 臨海部国際戦略本部 基盤整備推進部 担当課長 臨海部国際戦略本部 土地利用転換推進部 担当課長 危機管理本部 危機管理部 担当課長 川崎区役所 まちづくり推進部 企画課長 幸区役所 まちづくり推進部 企画課長 中原区役所 まちづくり推進部 企画課長 高津区役所 まちづくり推進部 企画課長 宮前区役所 まちづくり推進部 企画課長 多摩区役所 まちづくり推進部 企画課長 麻生区役所 まちづくり推進部 企画課長 上下水道局 経営戦略室 担当課長 交通局 企画管理部 経営企画課長 病院局 経営企画室 担当課長 消防局 総務部 企画担当 担当課長 教育委員会事務局 教育政策室 担当課長
事務局	臨海部国際戦略本部 事業推進部